

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

人口については、現在、微増傾向にあるが、近い将来には減少に転じる見込みとなっており、また、地区レベルでの減少や空き家も散見されるなど、少子高齢化や生産年齢人口の減少といった人口構造の変化は避け難い状況にある。

産業構造については、現在、ライフサイエンス分野をはじめとする新たな産業の育成に取り組んでいるなか、小売業や卸売業では、生活スタイルや消費者ニーズの多様化により集客力を維持できず活力が低下しており、その他の業種においてもグローバル化や社会経済情勢の変化に対応するため、新たな事業価値の向上や販路拡大に向けた取組が必要とされているなど、事業者の活力の維持・拡大へ向けた取組の推進が課題となっている。

こういった状況のもと、中小企業者においては、従業者数の減少による深刻な人手不足に直面しており、設備投資による生産性向上が不可欠となっている。

市民の皆さまの生活やまちの発展を支える産業の活性化のためには、中小企業者の生産性向上を力強く後押しする必要がある。

(2) 目標

市内企業が安定的に事業を継続し、成長を遂げるなど、活力あふれるまちづくりを推進し、茨木市総合計画のまちの将来像の1つである「都市活力がみなぎる便利で快適なまち」の実現を目指すために、計画期間中100件程度の先端設備等の導入を促進する。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、全ての地域、業種及び事業等を対象とし、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、先端設備を取得したことで固定資産税の特例を受けるためには、地方税法に規定される規模、最低取得価格及び販売開始時期の要件を満たす必要がある。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、全ての地域を対象とし、対象地域を限定しない。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、全ての業種及び全ての事業を対象とし、対象業種・事業を限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組としないなど、雇用の安定に配慮すること。
- ② 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 関係法令等を遵守し、適正な事業運営をしていること。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。